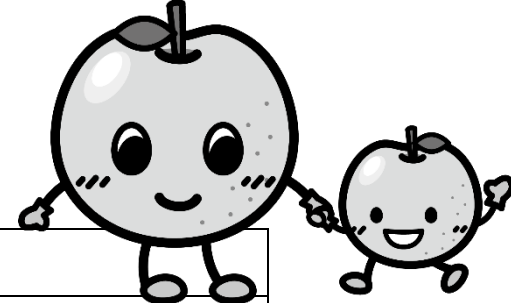


新規申請・更新申請(児童発達支援・保育所等訪問支援・多子軽減)



新規申請	更新申請	提出書類	備考
○	○	障害児通所給付費支給申請書兼利用負担額減額・免除申請書	・表面の署名、裏面の署名は直筆。 ・裏面☑ボックス必須。
○	○	19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書	・下部署名は申請者。
○	○	利用計画作成の選択に伴う書類	・下部署名は申請者。
○	○	障害児支援利用計画	・相談支援事業所へ利用計画の作成を依頼している場合は、「障害児支援利用計画等受付票」を含め事業所が作成。
○	○	週間ケア計画	
○	○	生活記録票	
*1	*1	障害児相談支援給付費支給申請書	*1 初めて相談支援事業所に依頼した時のみ提出。
*2	*2	障害児相談支援依頼(変更)届出書	*2 初めて相談支援事業所に依頼した時、相談支援事業所を変更した時、いずれの場合も提出。
☆		通所支援が必要である根拠書類	☆初めての申請の場合のみ必要。 例)障害者手帳(療育手帳等)、診断書、医師や臨床心理士等の意見書、特別支援級の在籍証明など。 注)提出書類の返却不可。
*3	*3	きょうだいの在園証明書	*3 きょうだいで障害児通所支援をご利用中の場合は不要。 ・申請対象児より年上のきょうだいの、幼稚園、保育所等の在籍証明書。
☆		申請者(世帯主)のマイナンバー関係書類	☆初めての申請の場合のみ必要。
☆		申請者と提出者の本人確認書類 * 写真付き身分証明書の場合は1点、写真なしの場合は2点	・申請者と提出者が同一の場合は1名分。 ・本人確認書類、マイナンバー関係書類に該当するもの。 例1:マイナンバーカード 計1点 例2:運転免許証+通知カード 計2点
	○	今お使いの通所受給者証	・郵送での更新申請時、通所受給者証の提出が難しい場合は、必ずご案内の手紙に同封されている申請書をご使用ください。

<更新申請等 送付先>

〒272-0032
千葉県市川市大洲 4-18-3
市川市こども発達センター内
こども家庭部 発達支援課
047-370-3561

注意)

- ・消えるボールペン、修正テープの使用はできません。
- ・☆初めての申請は、市川市こども発達センター(所在地:大洲)へご来所ください。

申請書ダウンロードURL: <https://www.city.ichikawa.lg.jp/page/6678.html>

申請書類セットは、リンク先で「新規申請・更新申請(児童発達支援・保育所等訪問支援)(PDF)」をクリック。